

矢作緑地千石公園 公園施設管理許可事業者 募集要項

本募集要項は、都市公園法第5条に基づき、矢作緑地千石公園におけるキャンプ事業及び自主事業の公園施設管理許可事業者を募集するため、参加要件や選定手続等の事項を定めるものです。

目 次

- 1 事業の趣旨
- 2 事業区域図
- 3 参加要件
- 4 提案内容
- 5 公園施設管理許可使用料
- 6 募集手続の流れ
- 7 評価方法
- 8 公園施設管理許可事業者の決定
- 9 結果の通知・公表
- 10 リスク分担

1 事業の趣旨

豊田市では、まちと水辺が一体となった魅力ある空間づくりを進めるために、国土交通省と連携し平成29年度に「矢作川かわまちづくり計画^(注1)」を策定しました。

「矢作川かわまちづくり計画」に基づき、公共空間の利活用推進を図ることを目的としています。

(注1) 矢作川かわまちづくり計画

・詳細については市ホームページ記載の(別紙1)「矢作川かわまちづくり計画」を参照

2 事業区域図

【矢作緑地千石公園 位置図】



【キャンプ事業及び自主事業実施区域図】



3 参加要件

矢作緑地千石公園は河川敷公園であり、河川増水時等の安全確保において特に配慮が必要な公園です。参加に際しては、以下の条件を全て満たすものとします。

- ①法人又は法人のグループであること。
- ②過去5年の間に、概ね50名以上（来客を含む）の規模のイベント実績を有する者であること。
- ③法人並びに法人のグループは他の申請グループに属していないこと。
- ④豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者を、法人または法人のグループ内に含んでいないこと。
- ⑤河川法第24条及び第26条第1項に係る許可申請書（図面を含む）の作成ができる者であること（河川管理者は国土交通省中部地方整備局）。

4 提案内容

- ・矢作緑地千石公園内のキャンプ事業及び自主事業実施区域（以下、「事業実施区域」といいます。）において、キャンプ事業^(注1)と自主事業^(注2)の提案を求めます。

（注1）キャンプ事業

- ・宿泊を伴うキャンプ及びデイキャンプを指す

（注2）自主事業

- ・矢作川かわまちづくり計画の3つの要素（「交流空間の創出」「水辺空間の創出」「憩いの空間の創出」）に沿った自由な事業を指す

- ・提案は、（別紙2）「要求水準書」に基づいたものとします。

5 公園施設管理許可使用料

公園施設管理許可使用料 (年額単価)	「豊田市都市公園使用料及び利用料金条例」に基づき 年額単価は1m ² あたり122円とします。 ※最小単位は月割りです。日割りにはなりません。
-----------------------	--

- 公園施設管理許可使用料（年額）は、事業実施区域でのキャンプ事業及び自主事業の使用面積に、年額単価1m²あたりの金額（122円）と、1.1を乗じた金額とします。
※最小単位が月割りのため、1か月に1回開催する場合も、1か月に4回実施する場合も公園施設管理許可使用料（月額）は同額となります。
- 公園施設管理許可使用料は、事業実施前に公園緑地課に納入してください。

(例) キャンプ（フリーサイト）事業を実施する場合

(計算例) 5m×5m=25m²/サイト

25m²/サイト×200サイト=5,000m²

5,000m²×122円/m²（年額単価）×1.1=671,000円/年（年額）

671,000円/年÷12カ月（1年）=55,916円/月（月額）

【事業実施区域図】



6 募集手続の流れ

(1) 全体スケジュール

	内容	期日、期間等
1	募集要項掲載	令和8年1月 9日（金）
2	質問書受付	令和8年1月 9日（金）～令和8年1月30日（金）
3	提案書受付	令和8年1月 9日（金）～令和8年2月20日（金）
4	審査	令和8年2月24日（火）～2月27日（金）
5	審査結果通知	令和8年3月 9日（月）
6	審査結果公表	令和8年3月16日（月）
7	公園施設 管理許可事業者 準備期間	令和8年3月16日（月）～3月31日（火）
8	事業開始	令和8年4月 1日（水）
9	事業終了	令和9年3月31日（水）

(2) 募集要項

豊田市公式ホームページ（ページ番号 1048848）に掲載

(3) 募集要項に対する質問及び回答

募集要項の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出してください。

使用様式：様式1「質問書」

受付期間：令和8年1月9日（金）～令和8年1月30日（金）午後5時まで

提出方法：電子メールのみ

メールアドレス kouen@city.toyota.aichi.jp

▶メールの件名は「矢作緑地千石公園 公園施設管理許可事業者」と
記載してください。

回答日：令和8年2月6日（金）までに電子メールにて回答

(4) 書類の受付

書類の提出は、「提出書類一覧」のとおり

受付期間：令和8年1月9日（金）から令和8年2月20日（金）午後5時まで

提出方法：電子メール

メールアドレス kouen@city.toyota.aichi.jp

▶メール件名は「矢作緑地千石公園 公園施設管理許可事業者」と
記載してください。

提出書類一覧

提出書類		作成、提出における留意点等
様式 1	質問書 ※質問がある場合のみ提出してください。	・電子メールで提出してください。
様式 2－1 様式 2－2	誓約書 (単独用、グループ用) ※グループを構成する場合は グループ用様式を使用してください。	・電子メールで提出してください。 ・ <u>P D F 形式で提出してください。</u> ・1通あたり10メガバイトまで受信可能 です。容量が大きい場合は2通に分けて 提出してください。
様式 3	参加要件書類	
様式 4	提案書	

＜注意事項＞

- ア 次のいずれかに該当することが発覚した時点で提案を無効とします。
 - ① 募集要項に示した参加要件を満たさない者の提案
 - ② 提案書に虚偽の記載をした者の提案
 - ③ 募集要項に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - ④ 審査の公平性を損なう行為をした者の提案
- イ 提案書の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とします。
- ウ 提出書類は返却しません。豊田市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開
することがあります。
- エ 提案書は1法人または1グループにつき1つとします。
- オ 最優秀提案者決定後の辞退は原則認めません。
- カ 必要に応じて提出書類一覧に記載のある書類以外の書類の提示又は提出を求める
場合があります。

7 評価方法

(1) 評価方法

以下の手順で評価を行います。

- ア (別紙3) 「評価基準」について、項目番号ごとに採点します。
- イ アを合計し、最高得点の者を最優秀提案者とします。ただし、最低基準点
(50点) 以上の者とします。

(2) 独自提案（相対評価項目）の評価方法

- ・ (別紙3) 「評価基準」の2項目(⑧、⑭)については以下の方法で評価します。

- ・提案者名を伏せた状態で各提案を相対的に評価し、提案毎の順位付けを行います。
- ・最下位の提案を1ポイントとし、提案の順位が1つ上がる毎に1ポイント加算するものとします。
- ・合計ポイント数の高い提案者が、（別紙3）「評価基準」の高得点を獲得します。
- ・提案者同士で合計ポイント数が同点になった場合は、より上位の提案を含む提案者が高得点を獲得できるものとします。

(例1) 提案者が3者（A社、B社、C社）で

提案数が合計5件（A社提案1件、B社提案2件、C社提案2件）の場合

(ポイント内訳)

1位提案	5ポイント（…A社1件目）
2位提案	4ポイント（…B社1件目）
3位提案	3ポイント（…C社1件目）
4位提案	2ポイント（…C社2件目）
5位提案	1ポイント（…B社2件目）

(提案者順位)

A社	5ポイント（同点者あり、1位提案含む）	→ 1番目に優れている
B社	5ポイント（同点者あり、2位提案含む）	→ 2番目に優れている
C社	5ポイント（同点者あり、3位提案含む）	→ 3番目に優れている

(例2) 提案者が3者（A社、B社、C社）で

提案数が合計10件（A社提案3件、B社提案4件、C社提案3件）の場合

(ポイント内訳)

1位提案	10ポイント（…B社1件目）
2位提案	9ポイント（…C社1件目）
3位提案	8ポイント（…A社1件目）
4位提案	7ポイント（…A社2件目）
5位提案	6ポイント（…A社3件目）
6位提案	5ポイント（…B社2件目）
7位提案	4ポイント（…C社2件目）
8位提案	3ポイント（…B社3件目）
9位提案	2ポイント（…C社3件目）
10位提案	1ポイント（…B社4件目）

(提案者順位)

A社	21ポイント（同点者無し）	→ 1番目に優れている
B社	19ポイント（同点者無し）	→ 2番目に優れている
C社	15ポイント（同点者無し）	→ 3番目に優れている

(3) 最優秀提案者の決定方法

- ・提案者が一者の場合でも審査を実施し、最低基準点（50点）に達しない者は最優秀提案者としません。
- ・審査に関する問い合わせには応じません。

8 公園施設管理許可事業者の決定

審査結果から最優秀提案を提出した者を「公園施設管理許可事業者」として決定します。

9 結果の通知・公表

市は、評価の結果を令和8年3月9日（月）に各提案者に通知するとともに、各提案者名及び獲得点数を令和8年3月16日（月）に豊田市公式ホームページ（ページ番号 1048848）に掲載します。

10 リスク分担

キャンプ事業及び自主事業において施設破損や事故が発生した際の対応は以下の表のとおりとします。

項目	内 容	負担者		
		市	公園施設 管理許可事業者	利用者
施設修繕	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕費用	○		
	公園施設管理許可事業者が注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復費用		○	
事故	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、公園施設管理許可事業者が負うべき責任のない利用者への損害費用 (例) 地面に大穴が開いており、利用者が負傷した場合等	○		
	公園施設管理許可事業者が注意義務を怠ったことにより与えた利用者への損害費用 (例) 公園施設管理許可事業者が利用者の車両誘導する際に、公園施設管理許可事業者の不注意で事故が起きた場合等		○	
	キャンプ事業、自主事業中に利用者の不注意により発生した事故責任費用 (例) 火の使用中のやけど、立ち入り禁止区域の河川に侵入し発生した事故等			○
その他	上記以外の事案は、市及び公園施設管理許可事業者の協議による（業務内容の一部変更等）	○	○	